

## ○長崎県病院企業団個人情報保護条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日

長崎県病院企業団規則第 2 号

改正 平成 27 年 12 月 25 日長崎県病院企業団規則第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日長崎県病院企業団規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県病院企業団個人情報保護条例（平成 22 年長崎県病院企業団条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し企業長が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 8 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日又は変更年月日
- (3) オンライン結合による保有個人情報提供の有無
- (4) 個人情報取扱事務の外部委託の有無及び内容
- (5) 個人情報が記録されている主な公文書の名称及び電磁的記録の有無

2 条例第 4 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第 1 号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする者の連絡先
- (3) 条例第 21 条第 1 項に規定する開示の方法のうち、開示請求をしようとする者が求める開示の方法
- (4) 法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の状況

2 条例第 11 条第 1 項に規定する請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第 2 号）によるものとする。

(保有特定個人情報開示請求書)

第 3 条の 2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 保有特定個人情報開示請求をしようとする者の連絡先
- (3) 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 21 条第 1 項に規定する開示の方法のうち、保有特定個人情報開示請求をしようとする者が求める開示の方法
- (4) 法定代理人等が保有特定個人情報開示請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況

2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 11 条第 1 項に規定する請求書は、保有特定個人情報開示請求書（様式第 2 号の 2）によるものとする。

(本人等の確認等に必要書類)

第 4 条 条例第 11 条第 2 項（条例第 21 条第 3 項、第 23 条の 3、第 25 条第 3 項、第 25 条の 3、第 31 条の 3、第 33 条第 2 項及び第 38 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求又は保有特定個人情報開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として企業長が認めるもの
- (2) 法定代理人が開示請求又は保有特定個人情報開示請求をする場合 次に掲げる書類
  - ア 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類
  - イ 戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として企業長が認めるもの(開示請求又は保有特定個人情報開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)
- (3) 本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)が保有特定個人情報開示請求をする場合 次に掲げる書類
  - ア 当該任意代理人に係る第 1 号に掲げる書類
  - イ 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(市区町村長(特別区の区長を含む。)が証明したものに限り、かつ、保有特定個人情報開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)

(郵送による開示請求書等の提出)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定により開示請求又は保有特定個人情報開示請求をしようとする者は、郵送により保有個人情報開示請求書又は保有特定個人情報開示請求書を提出することができる。この場合においては、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 本人が開示請求又は保有特定個人情報開示請求書をしようとする場合 前条第 1 号に定める書類のうち、2 種類以上のものの写し
- (2) 法定代理人が開示請求又は保有特定個人情報開示請求書をしようとする場合 前条第 2 号アに定める書類のうち、2 種類以上のものの写し及び同号イに定めるものの写し
- (3) 任意代理人が保有特定個人情報開示請求をしようとする場合 前条第 3 号アに定める書類のうち、2 種類以上のものの写し及び同号イに定めるものの写し

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 6 条 条例第 16 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書(様式第 3 号)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第 4 号)

2 条例第 16 条第 2 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不開示決定通知書(様式第 5 号)
- (2) 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不開示決定通知書(存否応答拒否)(様式第 6 号)
- (3) 保有個人情報が記録された公文書を保有していない場合に開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不開示決定通知書(公文書不存在)(様式第 7 号)

(保有特定個人情報開示決定通知書等)

第 6 条の 2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 16 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有特定個人情報開示決定通知書(様式第 3 号の 2)
- (2) 保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有特定個人情報部分開示決定通知書(様式第 4 号の 2)

2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 16 条第 2 項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有特定個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号の 2）
- (2) 保有特定個人情報の存否を明らかにしないで開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）（様式第 6 号の 2）
- (3) 保有特定個人情報が記録された公文書を保有していない場合に開示しない旨の決定をした場合 保有特定個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）（様式第 7 号の 2）  
（保有個人情報開示諾否決定期間の延長通知書等）

第 7 条 条例第 17 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報開示諾否決定期間の延長通知書（様式第 8 号）とする。

2 条例第 18 条に規定する書面は、保有個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書（様式第 9 号）とする。  
（保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書等）

第 7 条の 2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 17 条第 2 項に規定する書面は、保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書（様式第 8 号の 2）とする。

2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 18 条に規定する書面は、保有特定個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書（様式第 9 号の 2）とする。  
（事案移送通知書）

第 8 条 条例第 19 条第 1 項に規定する通知は、事案移送通知書（様式第 10 号）により行うものとする。  
（保有特定個人情報事案移送通知書）

第 8 条の 2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 19 条第 1 項に規定する通知は、保有特定個人情報開示請求事案移送通知書（様式第 10 号の 2）により行うものとする。  
（意見照会書等）

第 9 条 条例第 20 条第 1 項及び第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 条例第 20 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る保有個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 20 条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第 20 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第 11 号）
- (2) 条例第 20 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第 12 号）
- (3) 条例第 20 条第 3 項（条例第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による通知 保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第 13 号）  
（保有特定個人情報の開示に係る意見照会書等）

第 9 条の 2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 20 条第 1 項及び第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有特定個人情報開示請求があった日
- (2) 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 20 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 20 条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 20 条第 1 項の規定による通知 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書（様式第 11 号の 2）

(2) 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 20 条第 2 項の規定による通知 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書（様式第 12 号の 2）

(3) 条例第 23 条の 3 で準用する条例第 20 条第 3 項（条例第 41 条で準用する場合を含む。）の規定による通知 保有特定個人情報開示決定に係る通知書（様式第 13 号の 2）

（開示の方法）

第 10 条 次の各号に定める文書又は図画の開示の方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（次号から第 5 号まで及び第 2 項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画（条例第 21 条第 2 項（条例第 23 条の 3 で準用する場合を含む。）の規定が適用される場合にあつては、イに定めるもの）の閲覧

イ 当該文書又は図画を複写機により複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(2) 写真フィルム 次に掲げる方法

ア 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧

イ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(3) スライド 次に掲げる方法

ア 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

イ 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

(4) マイクロフィルム 次に掲げる方法

ア 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧（企業長が保有する当該専用機器が容易に利用できる場合に限る。）

イ 当該マイクロフィルムを印刷したものの閲覧及び交付

(5) エックス線フィルム 次に掲げる方法

ア 当該エックス線フィルムを専用機器により読み取りやすくして行う閲覧（企業長が保有する当該専用機器が容易に利用できる場合に限る。）

イ 当該エックス線フィルムの閲覧

ウ 当該エックス線フィルムを専用機器により同一の媒体に複写したものの交付

2 映画フィルムの開示の実施の方法は、当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴とする。

3 条例第 21 条第 1 項第 2 号（第 23 条の 3 で準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 専用機器により再生したものの聴取

イ 録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又は録画ディスク 次に掲げる方法

ア 専用機器により再生したものの視聴

イ ビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、企業長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 用紙又はコンピューター断層撮影用フィルム若しくはマンモグラフィ用フィルムに出力したものの閲覧又は交付

イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（企業長が保有する当該専用機器が容易に利用できる場合に限る。）

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録媒体（フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写することができない特性を有し、企業長が保有する処理装置により容易に複写することができるものに限る。）に複写したものの交付

（開示の実施等）

第11条 条例第21条の規定による保有個人情報の開示（条例第23条の3で準用する場合を含む。）は、企業長が指定する日時及び場所において行うものとする。この場合において、公文書の写しの交付を受けようとする者は、公文書の写しの交付申請書（様式第14号）を提出しなければならない。

2 保有個人情報又は保有特定個人情報が記録されている公文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該公文書を丁寧に扱うものとし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 企業長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

（開示請求等の特例）

第12条 企業長は、条例第22条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の内容並びに開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第22条第2項に規定する実施機関が定める書類は、当該保有個人情報の本人に対して当該保有個人情報を取り扱う事務に関して企業長が交付した書類であって、本人の氏名が記されているものとする。

3 条例第22条第3項に規定する実施機関が定める方法は、閲覧又は情報の内容を転記した書類の交付によるものとする。

（保有特定個人情報開示請求等の特例）

第12条の2 企業長は、条例第23条の3で準用する条例第22条第1項の規定により口頭による保有特定個人情報開示請求をすることができる保有特定個人情報を定めたときは、当該保有特定個人情報の内容並びに保有特定個人情報開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第23条の3で準用する条例第22条第2項に規定する実施機関が定める書類は、当該保有特定個人情報の本人に対して当該保有特定個人情報を取り扱う事務に関して企業長が交付した書類であって、本人の氏名が記されているものとする。

3 条例第23条の3で準用する条例第22条第3項に規定する実施機関が定める方法は、閲覧又は情報の内容を転記した書類の交付によるものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等の提示）

第13条 条例第24条第1項の規定により訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求が開示を受けた自己の保有個人情報に係るものであるときは、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書の写しを提示しなければならない。

（保有特定個人情報開示決定通知書等の提示）

第13条の2 条例第31条の2第1項の規定により保有特定個人情報訂正請求をしようとする者は、当該保有特定個人情報訂正請求が開示を受けた自己の保有特定個人情報に係るものであるときは、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報部分開示決定通知書の写しを提示しなければならない。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 条例第25条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の状況とする。

2 条例第25条第1項に規定する請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)とする。

(保有特定個人情報訂正請求書)

第14条の2 条例第31条の3で準用する条例第25条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人等が保有特定個人情報訂正請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況とする。

2 条例第31条の3で準用する条例第25条第1項に規定する請求書は、保有特定個人情報訂正請求書(様式第15号の2)とする。

(郵送による訂正請求書等の提出)

第15条 第5条の規定は、訂正請求及び保有特定個人情報訂正請求について準用する。この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報訂正請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報訂正請求書」と、「保有特定個人情報開示請求書」とあるのは「保有特定個人情報訂正請求書」と読み替えるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第26条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書(様式第16号)

(2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第17号)

2 条例第26条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第18号)とする。

3 条例第27条に規定する訂正請求の拒否は、保有個人情報訂正請求拒否決定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(保有特定個人情報訂正決定通知書等)

第16条の2 条例第31条の3で準用する条例第26条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有特定個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 保有特定個人情報訂正決定通知書(様式第16号の2)

(2) 保有特定個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 保有特定個人情報部分訂正決定通知書(様式第17号の2)

2 条例第31条の3で準用する条例第26条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報不訂正決定通知書(様式第18号の2)とする。

3 条例第31条の3で準用する条例第27条に規定する訂正請求の拒否は、保有特定個人情報訂正請求拒否決定通知書(様式第19号の2)により行うものとする。

(保有個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書等)

第17条 条例第28条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書(様式第20号)とする。

2 条例第 29 条に規定する書面は、保有個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書（様式第 21 号）とする。

（保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書等）

第 17 条の 2 条例第 31 条の 3 で準用する条例第 28 条第 2 項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書（様式第 20 号の 2）とする。

2 条例第 31 条の 3 で準用する条例第 29 条に規定する書面は、保有特定個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書（様式第 21 号の 2）とする。

（訂正請求に係る事案移送通知書）

第 18 条 条例第 30 条第 1 項に規定する通知は、訂正請求に係る事案移送通知書（様式第 22 号）により行うものとする。

（保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書）

第 18 条の 2 条例第 31 条の 3 で準用する条例第 30 条第 1 項に規定する通知は、保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報事案移送通知書（様式第 22 号の 2）により行うものとする。

（訂正請求に係る提供先への通知書）

第 19 条 条例第 31 条に規定する通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第 23 号）により行うものとする。

（保有特定個人情報訂正請求に係る提供先への通知書）

第 19 条の 2 条例第 31 条の 3 で準用する条例第 31 条に規定する通知は、保有特定個人情報訂正実施通知書（様式第 23 号の 2）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第 20 条 条例第 33 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の状況とする。

2 条例第 33 条第 1 項に規定する請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 24 号）とする。

（保有特定個人情報利用停止請求書）

第 20 条の 2 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 33 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関が定める事項は、法定代理人等が保有特定個人情報利用停止請求をしようとする場合にあっては、代理の種類及び本人の状況とする。

2 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 33 条第 1 項に規定する請求書は、保有特定個人情報利用停止請求書（様式第 24 号の 2）とする。

（郵送による利用停止請求書の提出）

第 21 条 第 5 条の規定は、利用停止請求及び保有特定個人情報利用停止請求について準用する。この場合において、同条中「開示請求」とあるのは「利用停止請求等」と、「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報利用停止請求書」と、「保有特定個人情報開示請求書」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求書」と読み替えるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第 22 条 条例第 35 条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 25 号）とする。

2 条例第 35 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（様式第 26 号）とする。

3 条例第 36 条に規定する利用停止請求の拒否は、保有個人情報利用停止請求拒否決定通知書（様式第 27 号）により行うものとする。

（保有特定個人情報利用停止決定通知書等）

第 22 条の 2 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 35 条第 1 項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通知書（様式第 25 号の 2）とする。

2 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 35 条第 2 項に規定する書面は、保有特定個人情報不利用停止決定通知書（様式第 26 号の 2）とする。

3 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 38 条に規定する保有特定個人情報利用停止請求の拒否は、保有特定個人情報利用停止請求拒否決定通知書（様式第 27 号の 2）により行うものとする。  
（保有個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書等）

第 23 条 条例第 37 条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書（様式第 28 号）とする。

2 条例第 38 条に規定する書面は、保有個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書（様式第 29 号）とする。

（保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書等）

第 23 条の 2 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 37 条第 2 項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書（様式第 28 号の 2）とする。

2 条例第 38 条の 3 で準用する条例第 36 条に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書（様式第 29 号の 2）とする。

（諮問通知書）

第 24 条 条例第 40 条（第 41 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第 30 号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第 25 条 条例第 52 条の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法で行う。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日長崎県病院企業団規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日長崎県病院企業団規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



## 個人情報取扱事務登録簿

登録番号：

事務の名称			
事務の目的		(根拠法令等： )	
事務の区分		登録担当機関	
登録年月日 (変更年月日)		個人情報保有機関	
対象となる個人の類型			
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号を除く識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	財産の状況	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	思想・信条等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	収集根拠	<input type="checkbox"/> 法令等・国の機関からの指示等 (名称： ) <input type="checkbox"/> 個人情報保護審査会の意見聴取	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第5条第2項第 号該当) 本人以外から収集する場合の収集先 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 同一実施機関内の保有情報を利用	
保有個人情報の経常的提供先		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
オンライン結合による提供の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
事務の外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容： )	
個人情報が記録されている主な公文書の名称		電磁的記録の有無	
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考			

# 保有個人情報開示請求書

年 月 日

様

請求者	氏 名 (法定代理人が法人の場合にあつては、 法人の名称及び代表者の氏名)	
	住所又は居所 (法定代理人が法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地)	(〒 - )
	連絡先(電話番号)	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第10条第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項		
求める開示の実施の方法	<p>1 文書又は図画の場合  <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>2 電磁的記録の場合  <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの交付  <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 複写したテープ・ディスクの交付</p> <p>3 交付の方法  <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付</p> <p>※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。</p>	
法定代理人が開示請求をする場合の本人の状況	本人の氏名	
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者(生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の住所又は居所	(〒 - ) (電話番号 - - )

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。  
 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。  
 3 該当する□の中にレ印を付けてください。

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

様

請求者	氏名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住所又は居所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 - )
	連絡先（電話番号）	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項	
求める開示の実施の方法	<p>1 文書又は図画の場合  <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>2 電磁的記録の場合  <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙等に出力したものの交付  <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 複写したテープ・ディスクの交付</p> <p>3 交付の方法  <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付</p> <p>※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。</p>
法定代理人又は任意代理人が保有特定個人情報開示請求をする場合の代理の種類及び本人の状況	代理の種類 <input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名
	本人の住所又は居所 (〒 - ) (電話番号 - - )
	法定代理の場合の本人の区分 <input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中にレ印を付けてください。

## 様式第2号の2（第3条の2関係）

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
担当機関	（電話番号 — — （内線） ）
備考	

## 保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報			
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所	(電話番号 - - )	
開示の実施の方法			
担当機関	(電話番号 - - (内線) )		
備考			

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 4 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関へ連絡してください。

## 保有特定個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報			
開示の実施の日時 及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所	(電話番号 - - )	
開示の実施の方法			
担当機関	(電話番号 - - (内線) )		
備考			

- (注) 1 保有特定個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が開示を受ける場合は、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関へ連絡してください。

## 保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、長崎県個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報			
開示しない部分及びその理由	開示しない部分 開示しない理由 (根拠) 長崎県個人情報保護条例第12条第 号に該当		
上記の「開示しない理由」がなくなる期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有個人情報を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求してください。)		
開示の実施の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所	(電話番号 - - )	
開示の実施の方法			
担当機関	(電話番号 - - (内線) )		
備考			

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 4 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関へ連絡してください。
- 5 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 6 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。  
ただし、5により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

## 保有特定個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
開示しない部分 及びその理由	開示しない部分 開示しない理由 (根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第12条 第 号に該当
上記の「開示しない 理由」がなくなる 期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有特定個人情報を開示 することができます。開示を希望する場合は、改めて保有特定個人情報開示請求して ください。)
開示の実施の日時 及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時 分 場所 (電話番号 - - )
開示の実施の方法	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

(注)

- 保有特定個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 任意代理人が開示を受ける場合は、任意代理人自身の1に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 開示決定に係る保有特定個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有特定個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 上記の日時に支障がある場合は、あらかじめ担当機関へ連絡してください。
- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。  
ただし、5により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。



## 保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第16条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第12条第 号に該当
「開示しない理由」がなくなる期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有個人情報を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて開示請求してください。)
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

保有特定個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
開示しない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第12条第号に該当
「開示しない理由」 がなくなる期日	年 月 日 (この日以降であれば、この保有特定個人情報を開示することができます。開示を希望する場合は、改めて保有特定個人情報開示請求してください。)
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

(注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。  
2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。  
ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第15条に該当
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に対する不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

特

保有特定個人情報不開示決定通知書（存否応答拒否）

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3条で準用する同条例第15条に該当
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、当該保有個人情報が記録された公文書を保有していないため、長崎県病院企業団個人情報保護条例第16条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
保有個人情報が記録された公文書を保有していない理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。



## 保有特定個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、当該保有特定個人情報が記録された公文書を保有していないため、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第16条第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報を開示しないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
保有特定個人情報が 記録された公文書を 保有していない理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報開示諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示の諾否決定の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	



## 保有特定個人情報開示諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり開示の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報 開示請求に係る保有 特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日 (特定保有個人情報開示請求受付日) から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 (特定保有個人情報開示請求受付日) から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	



## 保有個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第18条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に保有個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をする期間	年 月 日（開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示の諾否決定をする期限	年 月 日
60日以内に保有個人情報のすべてについて開示の諾否決定をすることができない理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	



# 保有特定個人情報開示諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の開示については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第23条の3で準用する同条例第18条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に保有特定個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をし、残りの保有特定個人情報については、相当の期間内に開示の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
保有特定個人情報の相当の部分について開示の諾否決定をする期間	年 月 日（保有特定個人情報開示請求受付日）から 年 月 日まで
残りの保有特定個人情報について開示の諾否決定をする期限	年 月 日
60日以内に保有特定個人情報のすべてについて開示の諾否決定をすることができない理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

## 事案移送通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで開示請求のあった事案について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
移送した実施機関の 事務担当機関	(電話番号 — — (内線) )
移送を受けた実施 機関の事務担当 機関	(電話番号 — — (内線) )
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。  
ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。



## 保有特定個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで保有特定個人情報開示請求のあった事案について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
移送した実施機関の事務担当機関	(電話番号 - - (内線) )
移送を受けた実施機関の事務担当機関	実施機関 事務担当機関 (電話番号 - - (内線) )
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件保有特定個人情報開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。

## 保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

印

長崎県個人情報保護条例第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありましたので、同条例第 20 条第 1 項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報の開示の諾否決定についてご意見があれば、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報が記録され た公文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いるあなた（貴団体） に関する情報の内容	
意見書の提出先	所在地（〒 ）
担当機関	（電話番号 — — （内線） ）
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

## 保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 又は事業所の所在地	(〒 - )
連絡先（電話番号）	- -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有個人情報の開示 に反対する意見の有無 (いずれかを○で囲んで ください。)	<b>有</b>	<b>無</b>
開示に反対する部分 (反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。)	<b>一部</b>	<b>全部</b>
	(開示に反対する部分を具体的に記入してください。)	
開示に反対する理由		



### 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

印

長崎県病院企業団個人情報保護条例第 23 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について保有特定個人情報開示請求がありましたので、同条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 20 条第 1 項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有特定個人情報の開示の諾否決定についてご意見があれば、別紙「保有特定個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書の名称	
保有特定個人情報開示請求があった日	年 月 日
保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	所在地（〒 ）
担当機関	（電話番号 — — （内線） ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	



## 保有特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 又は事業所の所在地	(〒      -      )
連絡先（電話番号）	-      -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

保有特定個人情報開示 請求に係る保有特定個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有特定個人情報の 開示に反対する意見の 有無（いずれかを○で 囲んでください。）	有	無
開示に反対する部分 （反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。）	一部	全部
	（開示に反対する部分を具体的に記入してください。）	
開示に反対する理由		



## 保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日  
号

様

印

長崎県病院企業団個人情報保護条例第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 20 条第 2 項の規定により、ご意見を伺いますので、当該公文書を開示することについてご意見があれば、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報が記録され た公文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いるあなた（貴団体） に関する情報の内容	
長崎県病院企業団 個人情報保護 条例第 20 条第 2 項 第 1 号又は第 2 号の 適用の区分及び当該 規定を適用する理由	条例第 20 条第 2 項第 号 適用  (理由)
意見書の提出先	所在地（〒 ）
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
意見書の提出期限	年 月 日

## 保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 又は事業所の所在地	(〒      -      )
連絡先（電話番号）	-      -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有個人情報の開示 に反対する意見の有無 (いずれかを○で囲んで ください。)	有	無
開示に反対する部分 (反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。)	一部	全部
	(開示に反対する部分を具体的に記入してください。)	
開示に反対する理由		

## 保有特定個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

印

長崎県病院企業団個人情報保護条例第 23 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について保有特定個人情報開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 20 条第 2 項の規定により、ご意見を伺いますので、当該公文書を開示することについてご意見があれば、別紙「保有特定個人情報の開示に係る意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにこの意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書の名称	
保有特定個人情報開示請求があった日	年 月 日
保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
長崎県病院企業団個人情報保護条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 20 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 20 条第 2 項第 号 適用 (理由)
意見書の提出先	所在地（〒 ）
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
意見書の提出期限	年 月 日



### 保有特定個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

様

氏 名 法人等にあつては、名称及び 代表者等の氏名	
住 所 又 は 居 所 法人等にあつては、事務所 又は事業所の所在地	(〒      -      )
連絡先（電話番号）	-      -

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり意見を提出します。

保有特定個人情報開示 請求に係る保有特定個人 情報が記録された公文書 の名称		
上記保有特定個人情報の 開示に反対する意見の 有無（いずれかを○で 囲んでください。）	有	無
開示に反対する部分 （反対意見がある場合、 いずれかを○で囲んで ください。）	一部	全部
	（開示に反対する部分を具体的に記入してください。）	
開示に反対する理由		

## 保有個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日に照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 20 条第 3 項又は同条例第 41 条において準用する同条例第 20 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報を記録した 公文書の名称	
開示決定により開示 されるあなた（貴団 体）に関する情報の 内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますのでご承知ください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

## 保有特定個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日に照会しましたあなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有特定個人情報について、次のとおり保有特定個人情報を開示することと決定しましたので、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 23 条の 3 で準用する同条例第 20 条第 3 項又は同条例第 41 条において準用する同条例第 20 条第 3 項の規定により通知します。

保有特定個人情報開示請求に係る保有特定個人情報を記録した公文書の名称	
開示決定により開示されるあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますのでご承知ください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。

公文書の写しの交付申請書

年 月 日

様

氏名 法定代理人又は任意代理人が法人の場合にあつては、法人の名称及び代表者の氏名	
住所又は居所 法定代理人又は任意代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地	(〒 - )
連絡先 (電話番号)	- -

年 月 日付け 第 号で開示決定又は部分開示決定の通知のあった保有個人情報又は保有特定個人情報が記録された公文書について、次のとおり写しの交付を申請します。

公文書の名称	写しの種別	単価	数量	金額
合計				円

注1 「写しの種別」欄には、A4判用紙(単色)、エックス線フィルム(半切)、光ディスク等の種別を記入してください。

2 郵送による交付の場合、書留郵便料金に相当する額の切手が必要です。

ここに証紙をはってください。

## 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

様

請求者	氏 名 (法定代理人が法人の場合にあつては、 法人の名称及び代表者の氏名)	
	住 所 又 は 居 所 (法定代理人が法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地)	(〒 - )
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県個人情報保護条例第 24 条第 1 項又は同条第 3 項において準用する同条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項		
訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人が訂正請求をする場合の本人の状況	本人の氏名	
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の住所又は居所	(〒 - )  (電話番号 - - )

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。  
2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の 1 に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本、登記事項証明書等) を提出し、又は提示してください。  
3 該当する  の中にレ印を付けてください。

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
事実との合致を証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示 ( )
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	



## 保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

様

請求者	氏名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住所又は居所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 - )
	連絡先（電話番号）	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 2 第 1 項又は同条第 3 項において準用する同条例第 23 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報を特定するために必要な事項		
保有特定個人情報訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人又は任意代理人が保有特定個人情報訂正請求をする場合の代理の種類及び本人の状況	代理の種類	<input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(〒 - ) (電話番号 - - )
	法定代理の場合の本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者（生年月日 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の 1 に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の 1 に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類（本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含む。）が証明したものに限る。））を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する□の中にレ印を付けてください。

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
事実との合致を証明する書類等	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示（ ）
担当機関	（電話番号 — — （内線） ）
備考	

## 保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	



## 保有特定個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を訂正することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の内容	
訂正の内容及びその理由	
訂正年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。



## 保有特定個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正の内容及びその 理由	
訂正年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の内容	
訂正をしない理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。



# 保有特定個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正をしないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 訂正請求の内容	
訂正をしない理由	
担 当 機 関	(電話番号 — — (内線) )
備 考	

(注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。

ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。



## 保有個人情報訂正請求拒否決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 27 条の規定により、次のとおり訂正請求を拒否することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第 27 条に該当
担 当 機 関	(電話番号 - - (内線) )
備 考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。



## 保有特定個人情報訂正請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 27 条の規定により、次のとおり保有特定個人情報訂正請求を拒否することとしたので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報の存否を明らかにしない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 27 条に該当
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告 (知事が被告の代表者となる。) として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 28 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（訂正請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — —（内線））
備考	

## 保有特定個人情報訂正諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 28 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報 訂正請求に係る 保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報訂正請求受付日) から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報訂正請求受付日) から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 29 条第 2 号の規定により、相当の期間内に訂正の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 (訂正請求受付日) から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 (訂正請求受付日) から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有特定個人情報訂正諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の訂正については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 29 条第 2 号の規定により、相当の期間内に訂正の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報訂正請求受付日) から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報訂正請求受付日) から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 訂正請求に係る事案移送通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で訂正請求のあった事案について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 30 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
移送した実施機関の 事務担当機関	(電話番号 — — (内線) )
移送を受けた実施機 関の事務担当機関	実施機関 事務担当機関 (電話番号 — — (内線) )
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。  
ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。



## 保有特定個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで保有特定個人情報訂正請求のあった事案について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 30 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

保有特定個人情報訂正請求に係る保有特定個人情報の内容	
移送した実施機関の事務担当機関	(電話番号 - - (内線) )
移送を受けた実施機関の事務担当機関	実施機関 事務担当機関 (電話番号 - - (内線) )
移送した年月日	年 月 日
移送した理由	

※ 本件保有特定個人情報訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた実施機関が行うことになります。ご不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当機関にお問い合わせください。



## 保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で提供した保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をしたので、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした年月日	年 月 日
実施機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

## 保有特定個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで提供した保有特定個人情報について、次のとおり訂正の実施をしたので、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 31 条の 3 で準用する同条例第 31 条の規定により通知します。

保有特定個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

様

請求者	氏 名 <small>(法定代理人が法人の場合にあつては、 法人の名称及び代表者の氏名)</small>	
	住 所 又 は 居 所 <small>(法定代理人が法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地)</small>	(〒      -      )
	連絡先 (電話番号)	-      -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第 32 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項		
利用停止請求の趣旨及び理由		
法定代理人が利用停止請求をする場合の本人の状況	本人の氏名	
	本人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日      年      月      日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の住所又は居所	(〒      -      ) (電話番号      -      -      )

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。  
 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の 1 に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本、登記事項証明書等) を提出し、又は提示してください。  
 3 該当する  の中に  を付けてください。

**【担当機関記入欄】** 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 (      )
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (      )
担当機関	(電話番号      -      -      (内線)      )
備考	

## 保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

様

請求者	氏名 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	住所又は居所 (法定代理人又は任意代理人が法人の場合 にあつては、主たる事務所の所在地)	(〒 - )
	連絡先 (電話番号)	- -

長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 2 第 1 項又は同条第 2 項において準用する同条例第 23 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

保有特定個人情報 利用停止請求に 係る保有特定個人 情報を特定する ために必要な事項		
保有特定個人情報 利用停止請求の 趣旨及び理由		
法定代理人又は 任意代理人が保有 特定個人情報利用 停止請求をする 場合の代理の種類 及び本人の状況	代理の種類	<input type="checkbox"/> 法定代理 <input type="checkbox"/> 任意代理
	本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	(〒 - ) (電話番号 - - )
	法定代理の 場合の本人 の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者 (生年月日 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

- (注) 1 本人が請求する場合には、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身の 1 に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本、登記事項証明書等) を提出し、又は提示してください。
- 3 任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身の 1 に掲げる書類のほか、任意代理人であることを証明する書類 (本人の押印がある委任状及びその押印された印鑑に係る印鑑登録証明書 (市町村長 (特別区の区長を含む。)) が証明したものに限り。)) を提出し、又は提示してください。
- 4 該当する  の中に  を付けてください。

## 様式第 24 号の 2 (第 20 条の 2 関係)

【担当機関記入欄】 請求者は、記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人： <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 任意代理人： <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備考	

## 保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	



## 保有特定個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 3 において準用する同条例第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有個人情報不利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、長崎県個人情報保護条例第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止請求の内容	
利用停止をしない 理由	
担 当 機 関	(電話番号 — — (内線) )
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければいけません。





## 保有特定個人情報不利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付で請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 3 において準用する同条例第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報 利用停止請求の内容	
利用停止をしない 理由	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備 考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報利用停止請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 36 条の規定により、次のとおり利用停止請求を拒否することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
保有個人情報の存否 を明らかにしない 理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第 36 条に該当
担当機関	(電話番号 — — (内線) )
備 考	

- (注) 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告（企業長が被告の代表者となる。）として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。



## 保有特定個人情報利用停止請求拒否決定通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 3 において準用する同条例第 36 条の規定により、次のとおり利用停止請求を拒否することとしたので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
保有特定個人情報の 存否を明らかに しない理由	(根拠) 長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 3 において準用する同条例第 36 条に該当
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

- (注) 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、企業長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県病院企業団を被告 (企業長が被告の代表者となる。) として、提起することができます。
- ただし、1 により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければいけません。

## 保有個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 37 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止の諾否決定の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — —（内線））
備考	



## 保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 3 において準用する同条例第 37 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止の諾否決定の期間を延長したので通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報	
延長前の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報利用停止請求受付日) から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報利用停止請求受付日) から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 保有個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の規定により、相当の期間内に利用停止の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日（利用停止請求受付日）から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	（電話番号 — —（内線））
備考	

## 保有特定個人情報利用停止諾否決定期間の特例延長通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった保有特定個人情報の利用停止については、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 38 条の 3 において準用する同条例第 38 条の規定により、相当の期間内に利用停止の諾否決定をしますので、次のとおり通知します。

保有特定個人情報 利用停止請求に係る 保有特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報利用停止請求受付日) から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 (保有特定個人情報利用停止請求受付日) から 年 月 日まで
延長の理由	
担当機関	(電話番号 - - (内線) )
備考	

## 個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日

様

印

年 月 日付けの審査請求について、長崎県病院企業団個人情報保護条例第 39 条第 1 項（同条例第 41 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり長崎県病院企業団個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第 40 条（同条例第 41 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報又は保有特定個人情報記録された公文書の名称及び保有個人情報又は保有特定個人情報の内容		
審査請求の内容	審査請求年月日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日	
担当機関	(電話番号 — — (内線) )	
備考		